平成26年9月16日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日　　平成26年9月16日(火)　午前9時　開議

1、招集の場所　　多度津町役場　　議場

1、出席議員

1番	志村　忠昭	2番	塩野　拓二
3番	金井　浩三	4番	村井　保夫
5番	隅岡　美子	6番	村岡　清邦
7番	小川　　保	8番	古川　幸義
9番	村井　　勉	10番	尾崎　忠義
11番	渡邉美喜子	12番	庄野　克宏
13番	門　　瀧雄	14番	佐々木　勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町　　長	丸尾　幸雄
副町長	河西　浩一
教育長	田尾　　勝
会計管理者	松下　義夫
町長公室長	高嶋　好弘
総務課長	石原　光弘
政策企画課長	岡部　　登
税務課長	中川　隆弘
住民課長	矢野　修司
福祉保健課長	山下　俊和
福祉保健課主幹	氏家　幸子
環境課長	中野　弘之
建設課長	島田　和博
産業課長	神原　宏一
消防長	前原　成俊
上下水道課長	河田　数明
教育課長	岡　　敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武　孝利
書　　記	宮本　和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会　午前9時00分
議長（志村　忠昭）
　おはようございます。
議員各位にはご多忙のところ定刻にご参集いただき、誠にありがとうございます。
ただ今より、平成26年第3回多度津町議会定例会を開催いたします。
開会に先立ちまして、町長よりごあいさつがあります。
町長（丸尾　幸雄）
　おはようございます。
もう巷では蝉の声が段々と小さくなっていって、こおろぎとか秋の虫の声が大きくなっていっている、真夏の暑さからは解放されて、秋に向かっている、そういう季節の移り変わりを感じておりますけども、今日から9月議会が開催されます。
議員の皆様におかれましては、全員のご出席を、本当にお忙しい中にも関わりもせずいただきまして、ありがとうございます。
こちらからもいろいろと議案を提出しておりますので、どうか忌憚のないご意見をいただきまして、そして慎重審議をしていただき、有意義な9月議会となりますことを心から願って、開会に際してのご挨拶とさせていただきます。
よろしくお願いをいたします。
議長（志村　忠昭）
　ありがとうございました。
ただいま出席議員は14名であります。
よって、地方自治法第113条の規定により、平成26年第3回多度津町議会定例会は成立いたしました。
これより第3回定例会を開会いたします。
本日の議事日程は配付のとおりであります。
日程第1　会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第125条の規定により、5番 隅岡　美子君 、11番 渡邉美喜子君を指名致します。
日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮り致します。
門議員。
議会運営委員会委員長（門　瀧雄）
　会期は、本日より25日までの間とし、その間につきましては、議長の方でお願い致します。

議長（志村　忠昭）

　ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より9月25日までの10日間とし、日程については、9月16日火曜日提案説明、9月17日水曜日休会、9月18日木曜日一般質問、9月19日金曜日総務教育常任委員会、9月20日土曜日より21日日曜日休会、9月22日月曜日建設産業民生常任委員会、9月23日火曜日から24日水曜日休会、9月25日木曜日議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村　忠昭）

　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より9月25日までの10日間とし、先に言いました日程によることに決定を致しました。

日程第3、諸般の報告をおこないます。

まず、議長報告でありますが、監査委員より、例月現金出納検査、並びに平成25年度財政健全化判断比率、及び公営企業資金不足比率に係る審査意見、町長より、平成25年度健全化判断比率、及び資金不足比率の報告を受けております。

報告は、印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、委員長報告を行います。

最初に、8月7日に開催されました総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の委員長報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長　村井　勉君

総務教育常任委員会委員長（村井　勉）

　皆さん、おはようございます。

去る平成26年8月7日に開催いたしました総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の結果についてご報告申し上げます。

審議事項、1、地籍調査と固定資産税について、2、固定資産税前納報奨金の見直しについて、3、その他についてでございます。

　審議結果、執行部より、1、地籍調査と固定資産税について、2、固定資産税前納報奨金の見直しについての説明があり、これに対して委員より、一つ、登記上、神社の管轄はどうなっているのか。また未登記であった場合、地籍調査を実施した中で問題はなかったのか。一つ、地籍調査進捗予定図においては完成した時点で報告してほしい。一つ、速やかに地籍調査を進めるために何

か考えはあるのか。一つ、現在運用している地籍調査後における固定資産税の特例課税を見直す理由について説明してほしい。一つ、第6次地籍調査計画は順当に進んでいるのか。一つ、固定資産税前納報奨金の率と上限額を下げることによる、影響はあるのではないか。一つ、固定資産税前納報奨金の見直しによる報奨金の削減額500万円を活用する予定はあるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、一つ、神社等の白地においては国もしくは地元の管轄で適時対応しており、今のところ問題は発生していない。一つ、今後、地籍調査進捗予定図において変更があれば遂次報告するようにしたい。一つ、今の地籍調査班体制では人材不足、核となる人材の育成等の問題があるため、今後、人材育成をする中で、組織の見直し等を人事担当と協議し、班体制の拡充の検討を行いたいと考えている。一つ、地籍調査事業が長期にわたること、納税者が計画に関与できないことなどから、特例課税による運用を行ってきたが、地籍調査によるメリットや、特例課税を継続することの問題点等を再検討した結果、平成27年度の評価替えから地籍調査後の登記地籍による成果課税に移行したいと考えている。一つ、第６次地籍調査は計画に比べ、より遅れていると考えている。人材育成により組織づくりが必要だと思っている。一つ、固定資産税前納報奨金の見直しを行った近隣市町の動向を見ると、徴収率に影響は出ていないので、本町にも影響がないと考えている。一つ、報奨金の削減額500万については住民サービス向上のために使用していきたいと考えている。

以上のような答弁があり、1、地籍調査と固定資産税について、2、固定資産税前納報奨金の見直しについて、本連合審査会として了承した。

またその他として執行部より、4件の報告がありました。

以上です。

議長（志村　忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村　忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会、委員長報告につい

て、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村　忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、平成25年度各会計決算、並びに基金運用状況審査意見報告を求めます。

三宅代表監査委員。

代表監査委員（三宅　富男）

おはようございます。

それでは平成25年度の決算審査意見書ならびに基金運用状況審査意見書につきましてご報告申し上げます。

お手元に報告書の写しを添付されていると思いますので、それに沿いまして、抜粋してご報告申し上げます。

まず「平成25年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見書について」ということで、1ページに記載しております。

続きまして2ページに入りますが、審査の対象でありますが、例年と同じく平成25年度多度津町一般会計歳入歳出決算、同じく平成25年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算、同じく国民健康保険直営診療所歳入歳出決算、同じく公共下水道歳入歳出決算、同じく介護保険歳入歳出決算、同じく後期高齢者医療歳入歳出決算、平成25年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算、平成25年度各基金運用状況を示す書類、これらが審査の対象であります。

審査の期間でありますが、平成26年７月14日から平成26年７月25日まで、庄野克宏監査委員と私、三宅の両名で実施いたしました。

審査の方法でありますが、この審査にあたっては町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、例月現金出納検査の結果も加味しながら関係諸帳簿及び証拠書類との照合と通常実施すべき審査を実施した他、必要と認められるその他の審査を実施いたしました。

審査の結果でありますが、審査に付された一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されてお

り、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。
また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。
続きまして、4ページに移らせていただきます。
各会計決算の概要と意見というところでございますが、決算数字のみ申し上げさせていただきます。
まず一般会計でありますが、平成25年度の一般会計は、最終予算額が89億6,910万円と平成24年度からの繰越明許費7,559万円の合計予算額は、90億4,469万円となっております。
歳入決算額は、88億5,241万6,000円、歳出決算額は、80億3,565万8,000円で、形式収支は、8億1,675万8,000円となり、翌年度へ繰越すべき額、5,952万5,000円を差し引いた実質収支額は、7億5,723万3,000円となっております。
この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた平成25年度の単年度収支は、9,449万円の黒字となり、さらに、財政調整基金への積立などを加減した実質単年度収支は、2億1,172万9,000円の赤字となっております。
続きまして、特別会計は最終の差し引きの実質収支のみ申し上げます。
国民健康保険でありますが、差し引き1億1,432万8,000円の黒字決算であります。
続きまして、国民健康保険直営診療所でありますが、差し引き158万6,000円の黒字決算であります。
続きまして、公共下水道ですが、差し引き実質収支は2,220万2,000円の黒字決算であります。
同じく、介護保険、最終差し引きは1,154万円の黒字決算であります。
同じく、後期高齢者医療、差し引き最終実質収支は588万1,000円の黒字決算であります。
続きまして、次の5ページに水道会計につきまして記載しております。
これも決算数字のみ申し上げます。
まず、(1)収益的収入及び支出（消費税を含む）数字でありますが、水道事業収益は、（B）執行済額、これが決算数字でありますが、7億922万1,000円、これは企業でいう売上であります。

次に水道事業の費用でありますが、6億2,536万1,000円であります。
差し引き収支の差額は、8,386万円、これは消費税込みの数字であります。黒字であります。
続きまして、(2)資本的収入および支出（消費税を含む）でありますが、資本的収入は、これも（B）執行済額ここの数字を申し上げます。
9,391万8,000円であります。
資本的支出は、3億6,087万1,000円であります。
続きまして、文章の方は割愛させていただきます。
次に、6ページに今回の決算審査を行うに際しまして、各課に意見として申し上げたり、或いは指摘させてもらったりしたことを列挙しておりますので、順次読み上げさせていただきます。
なお、重大な指摘事項はございません。
平成25年度会計決算につきまして、一般会計決算につきましては、実質収支額が、7億円を超える決算となっており、ある程度の金額が将来を見据えて財政調整基金に積み立てることができることは好ましいことである。
しかし今後は、国の財政状況より見て、地方交付税等の動向は不透明であり、また、本町の主要な自主財源である法人町民税についても先行き楽観できない状況となっています。
したがって、一層の歳出削減に取り組み、健全な財政運営に努めることが求められるということを申しあげました。
続きまして、総務課であります。
町税の動向、地方債残高に注視し、課題事業に取り組まれたい。
次に任意団体等に公共施設の管理委託をする場合には十分注意されたい。
次は、教育課であります。
1市2町による合同給食調理場の新設計画の結論が今年度中に出るようだが、単独で行う場合も念頭に入れ、検討されたい。
次に、自治公民館整備事業補助金について周知を徹底されたい。
次に、多度津町野球場の広告スペースについて、空きが目立つようになってきたので、募集のＰＲに努められたい。
次に産業課であります。
多度津町中小企業融資制度の利用状況が極めて低調であるので、信用保証協会への預託金の減額等を検討されたい。
次に、補助金を出している団体の決算報告を確認できる仕組みを検討されてはどうか。

次に、中讃勤労者福祉サービスセンター生活資金貸付金については、町内において利用者がいない状況である。制度のＰＲについて一考されたい。
続きまして、福祉保健課関係ですが、労働金庫預託金については時代の流れとともに、引き続き、見直しを検討してはどうか。
次に、児童館の運営は順調に推移しているようだが、４年生以上の預かりについても町民のニーズが強いようなので、今後の課題として前向きに検討されたい。
次いで税務課であります。
滞納者リスト等の情報管理については、一層の注意をされたい。
次に、口座振替キャンペーンにおいて、一定の成果が見られるが、引き続き、事務効率化及び滞納防止の観点から、口座振替の件数が増えるよう、取り組まれたい。
住民課。
町営住宅の修繕件数が年間 400 件を超えている。大規模修繕も含め施設の適正管理に取り組まれたい。
次に、町営住宅使用料について滞納額の増加が著しいので、改善に努められたい。
次に町長公室です。
自治会加入率の低下は住民サービスの低下にも通じる。加入率の向上に努められたい。
出納室。
出資金一覧を一度見直し、担当課に確認してもらう仕組みを検討されたい。
建設課。
橋梁台帳を早急に作成されたい。
次いで、住宅耐震診断の件数が増えるよう、普及啓発に努められたい。
政策企画課でありますが、予算額がそのまま不用額になるようなことがないよう、予算の有効な活用に努められたい。
町のネットワークからの情報漏えいが起こらないよう、情報機器の管理には十分注意し、職員に対しても情報機器の管理意識を高めるよう啓発されたい。
環境課です。
課内で管理している現金の取扱については十分に注意されたい。
民間への業務委託が進められているが、今後のコスト面などを見据え

た上で、推進に努められたい。

上下水道課。

たな卸資産の現物確認は年に複数回行われたい。

次に、企業債の利率の高いものについては、借換え等の改善が図れるよう検討されたい。

次に、水道料金システム、財務会計システムの運用に習熟した職員をもっと増やすよう努められたい。

以上であります。

ご清聴ありがとうございました。

議長（志村　忠昭）

　これをもって、平成25年度各会計決算、並びに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして、町長報告であります。

報告は、印刷配付を致しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、多度津町健やか子ども基金条例（案）の制定について、議案第2号、多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について、議案第3号、多度津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の制定について、議案第4号、多度津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長　山下君。

福祉保健課長（山下　俊和）

　おはようございます。

議案第1号から議案第4号までを一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第1号　多度津町健やか子ども基金条例（案）の制定についてですが、香川県は、少子化対策、母子保健、及び子育て支援に関する市町が行う事業を支援するため、「かがわ健やか子ども基金補助金交付要綱」を本年度制定いたしました。

これに伴い、多度津町が香川県より補助金を受け、平成26年度から平成31年度までの間、事業を実施するため、基金の設置条例を制定しようとするものです。

条例の内容につきましては、第1条で基金の設置の目的を、第2条で基金の額を、第3条で基金の管理を、第4条で運用益の処理方法を、第5条で基金の処分を定めようとするものです。

また、第6条で委任に関することを定めようとするものです。
附則として、第1項でこの条例は、公布の日より施行し、平成26年4月1日より適用しようとするものです。
第2項で、この条例は平成32年3月31日限り、その効力を失い、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、香川県に納付しようするものです。
以上で、議案第１号についての提案説明を終わります。
次に、議案第2号　多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定についてですが、子ども・子育て関連３法の制定により、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業、いわゆる、放課後児童クラブは、従来、国が定める基準に従い運営をしておりましたが、厚生労働省令を踏まえ市町村が条例を定める規定が設けられたため、本条例を制定しようとするものです。
条例の内容につきましては、第1条で条例制定の趣旨を、第2条で運営基準を平成26年厚生労働省令63号に定めるとおりとするもので、この省令において、設備の基準、職員の配置等が定められております。
附則として、第1項でこの条例は、省令の施行日と同じく、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日より施行しようとするものです。
第2項で、経過措置として、当面の間、児童一人当りの基準面積と支援の単位の児童数の弾力的規定を設けようとするものです。
以上で、議案第2号についての提案説明を終わります。
次に、議案第3号　多度津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の制定についてですが、この条例も、子ども・子育て関連３法の一つである子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設、いわゆる、幼稚園、保育所等、及び特定地域型保育事業、いわゆる、家庭的保育、小規模保育事業等の運営基準について、内閣府令で定める基準に従い市町村が条例を定める規定が設けられたため、制定しようとするものです。
この条例の内容につきましては、第1条で条例制定の趣旨を、第2条で運営基準を平成26年内閣府令第39号に定めるとおりとするもので、この府令において、利用定員、運営基準等が定められております。
附則として、この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日より施行しようとするものです。
以上で、議案第3号についての提案説明を終わります。

次に、議案第4号　多度津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定についてですが、この条例も、子ども・子育て関連３法の制定により、児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等は従来、国が定める基準に従い運営をすることになっておりましたが、厚生労働省令を踏まえ市町村が条例を定める規定が設けられたため、制定しようとするものです。

条例の内容につきましては、第1条で条例制定の趣旨を、第2条で認可基準を平成26年厚生労働省令第61号に定めるとおりとするもので、この省令において、設備、職員の配置等が定められております。

附則として、この条例は、省令の施行日と同じく、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日より施行しようとするものです。

以上で、議案第1号から議案第4号までの提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第5号、多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長　中川君。

税務課長（中川　隆弘）

おはようございます。

それでは議案第5号　多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、固定資産税の納税者が納期前の納付した場合の報奨金について、その交付率と交付限度額の引き下げを行うため、税条例の一部について、所要の改正をするものでございます。

本町は、税収の早期確保や、住民の納税意識の高揚を図ることを目的として、固定資産税の納税者が、第1期の納付月の10日から同月24日までに、年税額を一括して納付した場合に、報奨金を交付しているところでございます。

しかしながら、制度の創設時から社会経済情勢は大きく変化し、金融機関での窓口納付や、口座振替制度の普及により、納税に対する利便性が格段に向上するとともに、納税者の自主納付に対する意識が浸透してきたこと、また、納税資金に余裕のない方はこの制度を利用しづ

らいこと、また、交付率が昨今の市場金利と比較して相当の乖離状態にあること、さらには、県内近隣市町をはじめ、全国的にも本制度の廃止や、率・限度額の引き下げなどの見直しが実施されていること等を踏まえ、本町の前納報奨金につきましても見直しを行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをご覧下さい。

第70条は、「固定資産税の納期前の納付」に関する規定でございます。

第2項中の報奨金の交付率100分の0.5を100分の0.3に、同項第1号中の限度額5万円を3万円に引き下げようとするものでございます。

1ページの中段をご覧ください。

附則として、「この条例は、平成27年4月1日から施行する。」とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第5号　多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）

　これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第6号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長　山下君。

福祉保健課長（山下　俊和）

　議案第6号　多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）は、平成13年10月より、高齢者に対し、介護支援、居住、及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう開設した施設で、利用料については、収入に応じた利用料としておりますが、共益費は一律負担となっているため、今回、生活保護法の規定による被保護者に対し、共益費を免除できる規定を追加しようとするものです。

改正内容につきましては、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉

センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

別表中、「別表」を「別表（第6条関係）」に改め、同表第3に「ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者は、これを免除することができる。」を加えようとするものです。

1ページの下段をご覧ください。

附則として、この条例は、平成26年10月1日より、施行しようとするものです。

以上で、議案第6号　多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第7号、町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

産業課長　神原君。

産業課長（神原　宏一）

おはようございます。

議案第7号　町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、平成23年に「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第2次地域主権一括法」が施行され、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、本条例における引用規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお願いします。

下線部でございますが、第1条は、「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改めるものでございます。

土地改良法の一部改正におきまして、第96条の4に新たに第2項が追加されたことに伴い、本条例の引用規定を改めるものでございます。

第5条は同様に「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、「第49条」を「第88条第1項」に改めるものでございます。

土地改良法の一部改正によりまして、災害のため急速に土地改良事業を行う必要がある場合の市町村の応急工事計画について、これまで

「第49条」が準用対象でございましたが、「第88条第1項」が新たな根拠規定となることから、本条例の引用規定を改めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」と規定しています。

以上、簡単ではございますが、議案第7号　町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）

　これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第8号、多度津町奨学金条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第9号、多度津町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長　岡君

教育課長（岡　敦憲）

　おはようございます。

議案第8号第9号について、一括提案説明申し上げます。

まず、議案第8号　多度津町奨学金条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、「日本育英会」が、すでに平成16年（2004年）に解散し、その後任機関として、「日本学生支援機構」が発足しており、また、高等学校及び高等専門学校生対象である第1種奨学金は、「貸与」ではなく、「給付」であることから、他の奨学金との重複をさけるべく、改正しようとするものであります。

それでは、2ページ新旧対照表をご覧ください。

第2条中の「日本育英会よりの学資金を受けるもの」を「他の制度による奨学金を受ける者」と改め、また、第11条中の「第8条第1項第2号」を「第8条第2項」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。

以上で、簡単ではありますが、議案第8号　多度津町奨学金条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を終わります。

次に、議案第9号　多度津町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、社会教育法第15条及び第18条が改正され、本年4月1日より施行され、社会教育委員の委嘱の基準にかかる規定を文部科学省令を参酌し、条例にて定めるようと規定されていることから改正するものであり、併せて文言を整備するものであります。

それでは、2ページ新旧対照表をご覧ください。

第1条の見出し中「社会教育委員の」を削り、同条中「社会教育委員」の次に「（以下「委員」という。）」を加え、また、2条3条4条の見出し中「委員の」を削り、2条及び3条第1項中「社会教育」を削るものです。

また、第2条として、「委嘱の基準　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する」を追加し、次条以降1条ずつ繰り上げようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行し、改正後の多度津町社会教育委員設置条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。」とするものです。

以上、簡単ではありますが、議案第9号　多度津町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）

　これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第10号、多度津町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長　河田君。

上下水道課長（河田　数明）

　おはようございます。議案第10号多度津町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、第1次地域主権一括法による下水道法の一部改正が行われたことに伴いまして、多度津町都市計画下水道事業受益者

負担に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、下水道法で規定しております事業計画について、国土交通大臣の認可制度が廃止され、都道府県知事との事前協議制へ改正されたことに伴う引用条文の字句を改めるものでございます。

それでは、参考資料として添付しております、新旧対照表により、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

第3条は「負担区域の決定等」に関する規定でございますが、下水道法第4条第1項の引用条文中、「の規定により事業認可を受けた」を「に規定する事業計画の」に改めるものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上簡単ではございますが、議案第10号の、提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）

　これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第11号、平成26年度多度津町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長　石原君。

総務課長（石原　光弘）

　おはようございます。

それでは、議案第11号、平成26年度多度津町一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

第1条　既定の歳入歳出予算の総額、97億7,877万1,000円に、歳入歳出それぞれ、2億9,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、100億6,877万1,000円とするものでございます。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務管理費、社会福祉費、道路橋梁費、中学校費などで、減額補正の主なものは、清掃費、保健体育費などでございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、国庫補助金、県補助金、

基金繰入金、町債などで、減額補正は、地方交付税でございます。
次に、第2条、地方債の補正でございます。
6ページをお開き下さい。
第2表、地方債の補正で、それぞれの限度額の補正で、道路整備事業を、9,710万円、河川整備事業を、8,050万円、臨時財政対策債を、4億5,007万9,000円にそれぞれ増額補正するものでございます。
それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明申し上げます。
32ページをお開き下さい。
歳出といたしましては、款1. 議会費は、143万2,000円を減額補正し、1億1,721万円に改めるものです。
項1. 議会費の目1. 議会費は、職員手当等の減額です。
34ページをお開き下さい。
款2、総務費は、3,969万8,000円を増額補正し、13億7,837万7,000円に改めるものです。
項1. 総務管理費の目1. 一般管理費は、職員手当等、1,117万9,000円の増額、目2. 文書広報費は、予算の組み替え。
目5. 財産管理費は、工事請負費等、58万円の増額。
目6. 企画費は、委託料等、1,145万1,000円の増額。
36ページをお開き下さい。
目8. 出張所費は、職員手当等、9万3,000円の減額。
目10. 交通安全対策費は、職員手当等、3,000円の減額。
目12. 行政施策費は、積立金、2,000万円の増額です。
項2. 徴税費の目1. 税務総務費は、給料等、124万1,000円の減額。
項3. 戸籍住民基本台帳費の目1. 戸籍住民基本台帳費は、給料等、24万円の減額。
項5. 統計調査費の目1. 統計調査総務費は、給料等、190万5,000円の減額。
項6. 監査委員費、38ページをお開き下さい。
目1. 監査委員費は共済費、3万円の減額です。
40ページをお開き下さい。
款3、民生費は、5,798万3,000円を増額補正し、27億887万8,000円に改めるものです。
項1. 社会福祉費の目1. 社会福祉総務費は、繰出金等、189万7,000円の減額。
目2. 国民年金費は、共済費、8万8,000円の減額。

目3. 老人福祉費は、繰出金等、4,017万4,000円の増額。
目4. 総合福祉センター費は、委託料、210万円の増額。
項2. 児童福祉費の、目1. 児童福祉費は、扶助費等、663万5,000円の増額。
目2. 児童保育費は、負担金補助及び交付金等、1,105万9,000円の増額です。
42ページをお開き下さい。
款4. 衛生費は、1,537万円を減額補正し、6億2,139万3,000円に改めるものです。
項1. 保健衛生費の目1. 保健衛生総務費は、給料等、363万3,000円の減額。
目2. 予防費は、委託料、1,241万6,000円の増額。
目3. 環境衛生費は、委託料、82万円の増額。
目5. 環境保全費は、職員手当等、20万円の増額。
項5. 清掃費の目1、清掃総務費は、給料等、364万7,000円の増額。
目3. じん芥処理費は、給料等、2,882万円の減額です。
44ページをお開き下さい。
款6、農林水産業費は、1,575万円を増額補正し、1億9,757万円に改めるものです。
項1. 農業費の目1、農業委員会費は、職員手当等、22万6,000円の増額。
目2. 農業総務費は、共済費等、54万8,000円の減額。
目3. 農業振興費は、負担金補助及び交付金等、1,172万円の増額。
目4. 農地費は、負担金補助及び交付金等、435万2,000円の増額です。
46ページをお開き下さい。
款7. 商工費は、167万7,000円を増額補正し、8,808万7,000円に改めるものです。
項1. 商工費の目1. 商工総務費は、職員手当等、47万7,000円の増額。
目2. 商工振興費で、負担金補助及び交付金、120万円の増額です。
48ページをお開き下さい。
款8、土木費は、1億802万1,000円を増額補正し、7億6,638万1,000円に改めるものです。
項1. 土木管理費の目1. 土木総務費は、給料等、986万3,000円の増額。

項2．道路橋梁費の目1．道路橋梁総務費は、委託料等、632万5,000円の増額。
目3．道路新設改良舗装費は、工事請負費等、5,341万円の増額。
目4．交通安全施設整備費で、工事請負費、200万円の増額。
項3．河川費の目1．河川総務費で、工事請負費等、1,170万円の増額。
目2．河川改良費で、工事請負費等、1,660万円の増額。
項4．港湾費の目1．港湾管理費で、需用費、12万8,000円の増額。
50ページをお開き下さい。
目2．港湾建設費で、委託料等、230万円の増額。
項5．住宅費の、目1．住宅管理費は、職員手当等、2万5,000円の増額。
項6．都市計画費の、目1．都市計画管理費は、負担金補助及び交付金等、489万6,000円の増額。
目3．緑化推進費は、需用費、2万4,000円の増額。
目4．公園事業費は、委託料、75万円の増額です。
52ページをお開き下さい。
款9、消防費は、847万5,000円を増額補正し、3億6,207万1,000円に改めるものです。
項1．消防費の目1．常備消防費は、共済費等、436万5,000円の減額。
目2．非常備消防費は、備品購入費等、1,082万円の増額。
目4．防災費は、委託料等、202万円の増額です。
54ページをお開き下さい。
款10、教育費は、7,519万8,000円を増額補正し、28億1,001万7,000円に改めるものです。
項1．教育総務費の目1．教育委員会費は、共済費、8万2,000円の減額。
目2．事務局費は、共済費等、30万3,000円の減額。
項2．小学校費の目1．学校管理費は、需用費等、244万8,000円の増額。
目2．教育振興費は、備品購入費、22万6,000円の増額。
目3．学校建設費は、委託料、710万円の増額。
項3．中学校費の目1．学校管理費は、備品購入費等、4,707万円の増額。
目2．教育振興費は、備品購入費等、273万4,000円の増額。
目3．学校建設費は、使用料及び賃借料、1万5,000円の増額。

項4．幼稚園費の目１、幼稚園費は、職員手当等、40万8,000円の減額。
56ページをお開き下さい。
項5．社会教育費の目1．社会教育総務費は、工事請負費等、2,198万1,000円の増額。
目4．少年育成センター費は、備品購入費、5万円の増額。
項6．保健体育費の目1．保健体育総務費は、負担金補助及び交付金、12万円の増額。
目2．学校給食共同調理場費は、給料等、619万6,000円の減額。
目3．体育施設費は、工事請負費、44万3,000円の増額であります。
次に、歳入について説明いたします。
12ページをお開き下さい。
款4．地方交付税は、2,900万円の減額補正により、14億6,100万円に改めるものです。
14ページをお開き下さい。
款7、使用料及び手数料は、26万2,000円の増額補正により、1億7,512万4,000円に改めるものです。
項1．使用料の、目7．総務費使用料で、26万2,000円の増額です。
16ページをお開き下さい。
款8、国庫支出金は、2,492万7,000円の増額補正により、11億7,188万8,000円に改めるものです。
項1．国庫負担金の目1．民生費国庫負担金は、277万6,000円の増額。
項2．国庫補助金の目1．総務費国庫補助金は、487万6,000円の増額。
目3．民生費国庫補助金は、1,525万9,000円の増額。
目4．土木費国庫補助金は、201万6,000円の増額。
18ページをお開き下さい。
款9、県支出金は、2,268万2,000円の増額補正により、5億9,518万4,000円に改めるものです。
項1．県負担金の目1．民生費県負担金は、138万8,000円の増額。
項2．県補助金の目1．総務費県補助金は、481万6,000円の増額。
目2．民生費県補助金は、248万1,000円の増額。
目4．農林水産業費県補助金は、790万1,000円の増額。
目6．土木費県補助金は、124万2,000円の増額。
目7．消防費県補助金は、400万円の増額。
目8．教育費県補助金は、83万9,000円の増額。
項3．県委託金の目5．土木費県委託金は、1万5,000円の増額です。

20ページをお開き下さい。

款10．財産収入は、1,000円の増額補正により、1,290万円に改めるものです。

項1．財産運用収入の目2．利子及び配当金で、1,000円の増額です。

22ページをお開き下さい。

款12．繰入金は、2億1,690万円の増額補正により、10億708万7,000円に改めるものです。

項2．基金繰入金の目2．財政調整基金繰入金は、2億1,600万円の増額。

目9．健やか子ども基金繰入金は、90万円の増額です。

２４ページをお開き下さい。

款13．繰越金は、43万1,000円の増額補正により、47万5,000円に改めるものです。

26ページをお開き下さい。

款14．諸収入は、572万4,000円の増額補正により、1億7,115万6,000円に改めるものです。

項4．雑入の目4．雑入の増額です。

28ページをお開き下さい。

款15．町債は、4,597万9,000円の増額補正により、19億8,027万9,000円に改めるものです。

項1．町債の、目3．土木債は、2,730万円の増額。

目9．臨時財政対策債は、1,867万9,000円の増額です。

30ページをお開き下さい。

款19．地方特例交付金は、209万4,000円の増額補正により、989万4,000円に改めるものです。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額、97億7,877万1,000円を、100億6,877万1,000円の改めるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）

　これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第12号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）について、議案第13号　平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）について、

提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長　矢野君。

住民課長（矢野　修司）

おはようございます。

議案第12号及び議案第13号について、一括して 提案説明を申し上げます。

まず、議案第12号　平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）についてでございます。

国1ページをお開き下さい。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額28億円に、歳入歳出それぞれ、1,022万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、28億1,022万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。

国10ページをお開きください。

款1、総務費は、140万8,000円減額し、4,416万9,000円とするものでございます。

項1. 総務管理費の給料等人件費の4月の人事異動等に伴う減額、及び項4. 趣旨普及費における制度パンフレット印刷代、15万円の増額でございます。

款3、項1. 後期高齢者支援金等は、支援金額の確定により、11万5,000円増額し、3億911万5,000円とするものでございます。

款4、項1. 前期高齢者納付金等は、納付金額の確定により、2,000円増額し、25万2,000円とするものでございます。

款9、基金積立金は、10万円増額し、20万円とするものでございます。

款11、諸支出金は、1,141万4,000円増額し、2,767万3,000円とするものでございます。

項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金は、前年度の療養給付費等負担金等に係る返還金1,304万4,000円の増額、項2. 繰出金は、直営診療所会計の補正におきまして、繰越金を予算化することに伴い、目1. 直営診療所会計繰出金を163万円減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

国8ページをお開きください。

款2、国庫支出金は、78万2,000円減額し、5億2,337万2,000円とするものでございます。

項2．国庫補助金のうち、直営診療所会計繰出金の減額に伴い、その財源となります「へき地直営診療施設運営費補助金」を減額するものでございます。
款7、財産収入は、10万円増額し、20万円とするものでございます。
款8、繰入金は、225万6,000円減額し、1億9,347万8,000円とするものでございます。
項1．他会計繰入金のうち、目1．一般会計繰入金は、国庫補助金と同様に直営診療所会計繰出金の減額に伴う84万8,000円の減額、目2．職員給与費等繰入金は、総務費の減額に伴う140万8,000円の減額でございます。
款9、繰越金は、1,316万1,000円増額し、1,316万2,000円とするもので、前年度からの繰越金を一部予算化するものでございます。
続きまして、議案第13号　平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第１号）についてでございます。
直1ページをお願い致します。
第1条は、既定の歳入歳出予算の総額2,530万円から、歳入歳出それぞれ4万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,525万4,000円とするものでございます。
補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。
まず、歳出についてでございます。
直10ページをお願いします。
款1、総務費、項1．施設管理費は、一般管理費の共済費等4万6,000円の減額により、1,823万4,000円とするものでございます。
次に、歳入についてご説明いたします。
直8ページをお開き下さい。
款3、繰入金は、163万円減額し、1,092万8,000円とするものでございます。
前年度からの繰越金の予算計上等により、国保会計からの繰入金を減額するものでございます。
款4、繰越金は、158万4,000円増額し、158万5,000円とするもので、前年度からの繰越金の予算計上でございます。
以上、まことに簡単ではございますが、議案第12号及び議案第13号について、提案説明を申し上げました。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第14号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長　山下君。

福祉保健課長（山下　俊和）

議案第14号　平成26年度　多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額20億6,366万9,000円に、歳入歳出、それぞれ2,109万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ20億8,476万2,000円にしようとするものです。

この度の補正の内、歳出における増額補正の主なものは、前年度事業の精算に係る返還金等で、減額補正の主なものは人件費です。

一方、歳入における増額補正の主なものは、前年度事業の精算に係る国、県の負担金、前年度からの繰越金、及び一般会計繰入金で、減額補正の主なものは、基金繰入金です。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により「歳出」からご説明申し上げます。

介10ページをお開きください。

款1、総務費は、19万円の減額補正により、5,626万7,000円にしようとするもので、項1．総務管理費の人件費の減額によるものです。

款2、保険給付費は、総額での増減はありませんが、項1．介護サービス等諸費で38万円の減額、介12ページをお開きください。

項4．高額介護サービス等費で、18万円、及び介14ページをお開きください。

項5．高額医療合算介護サービス等費、20万円の増額です。

款8、諸支出金は、2,128万3,000円の増額補正により、2,168万9,000円にしようとするものです。

項1．償還金及び還付加算金、221万円の増額は、前年度事業の精算に係る国庫支出金等の返還金です。

項3．繰出金、1,907万3,000円の増額は、これも前年度事業の精算に係る一般会計への返還金です。

次に、「歳入」について、ご説明いたします。

介8ページをお開きください。

款3、国庫支出金は、189万3,000円の増額補正により、4億8,026万

4,000円にしようとするもので、項1．国庫負担金の前年度介護給付費の精算に係る増額によるものです。

款4、支払基金交付金は、398万1,000円の増額補正により、5億7,529万1,000円にしようとするもので、項1．支払基金交付金の前年度介護給付費の精算に係る増額によるものです。

款5、県支出金は、368万3,000円の増額補正により、2億9,922万1,000円にしようとするもので、項1．県費負担金の前年度介護給付費の精算に係る増額によるものです。

款8、繰入金は、3,000円の減額補正により、3億3,607万6,000円にしようとするものです。

項1．一般会計繰入金、3,981万4,000円の増額は、介護給付費繰入分の基金との調整分等の4,000万4,000円の増額と、職員給与費分19万円の減額との差引によるものです。

項2．基金繰入金、3,981万7,000円の減額は、介護給付費繰入分の一般会計繰入金との調整分の減額と前年度介護給付費の精算に係る増額との差引によるものです。

款9、繰越金は、1,153万9,000円増額し、1,154万円にしようとするもので、前年度の決算見込みに伴うものです。

以上で、議案第14号　平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第１号）」についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）

　これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第15号、平成26年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長　河田君。

上下水道課長（河田　数明）

　議案第15号　平成26年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は、消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、補正予算書1ページをお開きください。

第2条で、本年度当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額について、補正するものでございます。

支出の部、第1款、水道事業費用を73万8,000円増額し、7億7,158万1,000円とするもので、内訳と致しまして、第1項．営業費用を同額補正により、6億9,622万6,000円に改めるものでございます。
次に、2ページをご覧ください。
平成26年度多度津町水道事業会計予算実施計画書の収益的収入および支出につきまして、説明をさせて頂きます。
款1、水道事業費用、項1．営業費用、目4．業務費につきまして、73万8,000円増額し、3,738万円に改めるものでございます。
これは、個人情報の保護を徹底するため、町内配送物を郵送に切り替えることで必要となる郵送料金を、新たに計上するものでございます。
収益的収入及び支出の明細につきましては、7ページに記載しております。
次に、3ページをお開きください。
この度の補正によりまして、予定キャッシュ・フロー及び、予定損益計算書並びに、予定貸借対照表が変わりますので、説明をさせていただきます。
平成26年度より、作成が義務付けられております多度津町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書の内容につきましては、ご覧のとおりとなっております。
次に、4ページをご覧ください。
平成26年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、1．営業収益は、6億5,304万9,000円、2．営業費用は、6億6,953万9,000円ですので、営業損失は、1,649万円の予定でございます。
3．営業外収益は、7,964万2,000円、4．営業外費用は、5,703万3,000円ですので、経常利益は、611万9,000円の予定でございます。
5．特別損失は、483万3,000円、6．予備費は、185万1,000円ですので、当年度純損失は、56万5,000円の予定でございます。
また、前年度繰越利益剰余金は、6億259万4,000円、その他未処分利益剰余金変動額は、7,283万7,000円ですので、当年度未処分利益剰余金は、6億7,486万6,000円の予定でございます。
次に、5ページをお開きください。
平成26年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部、1．固定資産の（1）有形固定資産合計は、71億105万3,000円、固定資産合計も71億105万3,000円でございます。
2．流動資産合計は、6億8,463万6千円ですので、資産合計は、77億

8,568万9,000円の予定でございます。
次に負債の部、3．固定負債合計は、30億2,541万5,000円、4．流動負債合計は、3億3,785万7,000円、5．繰延収益合計は、18億9,857万1,000円ですので、負債合計は、52億6,184万3,000円の予定でございます。
資本の部、6．資本金合計は、17億8,508万7,000円の予定でございます。
7．剰余金の（1）資本剰余金合計は、2,069万6,000円、（2）利益剰余金合計は、7億1,806万3,000円ですので、剰余金合計は、7億3,875万9,000円の予定でございます。
よって資本合計は、25億2,384万6,000円、負債・資本合計は、77億8,568万9,000円の予定でございます。
以上、誠に簡単でございますが、議案第15号の提案説明とさせていただきます。
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。
ここで、暫時休憩に入ります。
再開は、10時45分にしたいと思います。

休憩　　午前10時30分
再開　　午前10時47分

議長（志村　忠昭）

それでは、会議を再開いたします。
日程第14、議案第16号、平成25年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第17号、平成25年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、議案第18号、平成25年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、議案第19号、平成25年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第20号、平成25年度多度津町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、議案第21号、平成25年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。
提案者の提案理由の説明を求めます。
会計管理者　松下君。

会計管理者（松下　義夫）

議案第16号、平成25年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第21号、平成25年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてまでの、6議案を一括して提案説明を申し上げます。

なお、ただ今から、ご説明を申し上げます、一般会計及び特別会計の5会計につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る7月14日から25日までの間、監査委員の審査に付しました。

その決算審査の結果は、先程三宅監査委員から報告のありました通りでございます。

つきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、議会の認定をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、平成25年度「主要施策の成果に関する報告書」によって、ご説明を申し上げますので、1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、「平成25年度決算の概要」でございますが、政府は、平成25年度予算を日本経済再生に向け、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と一体的なものとして、「15ヶ月予算」として編成する一方で、財政健全化目標を見据え、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」に重点化しました。

こうした状況を踏まえ、限られた財源の中、町民皆様の声を的確に反映し、「安全・安心な暮らしを実感できる」施策を着実に推進するため、平成25年度の予算編成を進めました。

歳入におきまして、その根幹となる町税は、法人町民税・たばこ税の増収を見込む一方、個人町民税・都市計画税の減収を見込み、町税全体では前年度比約2,800万円の増額を、地方交付税は普通交付税で前年度比1億4,500万円、特別交付税は500万円の減額を見込みました。

つづいて2ページをお開き下さい。

歳出におきましては、事業の必要性や緊急性を見極め、「選択と集中」の考えを前提に予算編成に臨みましたが、平成25年度より本格的に工事が実施されます多度津中学校校舎改築事業や少子高齢化の進展による福祉や医療などの扶助費の増加が顕著なものとなってくる中、多様化する行政サービスを低下させることなく歳出を抑制することには限界があり、財源不足を補うため財政調整基金を取り崩さざるを得ない予算編成になりました。

その結果、平成25年度当初予算は、一般会計は76億7,000万円で、前

年度比3.4%の増で、金額にいたしまして2億5,000万円の増額予算となりました。
また、特別会計は、61億4,448万円強で前年度比5.1%の増で、金額にいたしまして約3億円の増額予算となりました。
その後、各会計におきまして補正を行っておりますが、2ページから8ページに記載されております、各会計ごとの当初予算成立後の予算経過につきましては、項目が大変多いので、恐れ入りますが、1つ1つの説明は省略させて頂きます。
まず2ページから5ページにかけての「一般会計」でございますが、当初予算は、76億7,000万円で、以後6回の補正により、12億9,910万円を追加し、最終予算額は、89億6,910万円となりました。
次に、特別会計でございますが、5ページをお開き下さい。
「特別会計国民健康保険」では、当初予算は、28億3,000万円で、以後3回の補正により、9,392万円を減額し、最終予算額は27億3,608万円となりました。
6ページをお開き下さい。
「特別会計国民健康保険直営診療所」では、当初予算は、2,570万円で、以後2回の補正により、26万3,000円を追加し、最終予算額は、2,596万3,000円となりました。
「特別会計公共下水道」では、当初予算は、9億701万4,000円で、以後3回の補正により、248万9,000円を減額し、最終予算額は、9億452万5,000円となりました。
7ページをお開き下さい。
次に、「特別会計介護保険」では、当初予算は、20億5,814万7,000円で、以後3回の補正により、1,302万2,000円を追加し、最終予算額は、20億7,116万9,000円となりました。
8ページをお開き下さい。
「特別会計後期高齢者医療」では、当初予算は、3億2,362万円で、以後1回の補正により、6万6千円を追加し、最終予算額は、3億2,368万6,000円となりました。
以上一般会計・特別会計の予算経過について、ご説明を申し上げましたが、これらの予算執行にあたりましては、町議会をはじめ、町民各位のご理解とご協力により、効率的な執行に努めました結果、平成25年度の決算は、次のようになりました。
それでは、「平成25年度一般会計の決算」について、ご説明を申し上げますので、9ページから11ページと、また、合わせて13ページもご

覧下さい。
まず、「平成25年度一般会計の決算概要」でございますが、平成25年度の最終予算額、89億6,910万円と、平成24年度からの繰越明許費、7,559万円の、合計予算額は、90億4,469万円となりました。
13ページの下の表をご覧下さい。
歳入決算額は、88億5,241万6,000円となり、歳出決算額は、80億3,565万8,000円となりますので形式収支は、8億1,675万8,000円の黒字となりました。
このうち、翌年度へ繰越すべき財源、5,952万5,000円を差し引いた、実質収支額は、7億5,723万3,000円の黒字となりました。
この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた、平成25年度の一カ年の収支、すなわち単年度収支は、9,449万円の黒字となり、さらに、この額から財政調整基金への積み立て及び取り崩しなどを加減いたしますと、実質単年度収支は、2億1,172万9,000円の赤字となりました。
9ページに戻っていただき、次に、歳入でございますが、15ページの「一般会計科目別歳入決算状況」と、「平成25年度一般会計歳入歳出決算書」の、2ページから5ページの歳入の状況も併せてご覧いただきたいと思います。
一般会計における、90億4,469万円の予算額に対しまして、
平成24年度からの繰越明許費5,843万2,000円を含めまして、
88億5,241万6,000円の決算額となり、
差し引き1億9,227万4,000円の減収となりました。
歳入額の、前年度に対する伸び率は、9.3%の増加となりました。
これは、前年度に比べて、町税及び株式等譲渡所得割交付金等が増収となったこと等によるものでございます。
15ページの「一般会計科目別歳入決算状況」をご覧ください。
歳入に占める科目別歳入決算の構成比で見てまいりますと、
1. 町税が、金額にいたしまして 35 億 1,029 万 7,000 円で構成比39.7%、対前年度比、1.2%の増、2. 地方交付税が、金額にいたしまして 16 億 3,020 万 2,000 円で構成比 18.4%、対前年度比、1.1%の減、以下、町債、国庫支出金、県支出金の順となりました。
次に、歳入を性質別に区分いたしますと、「自主財源」と「依存財源」に区分されますが、「自主財源」は、町単独で徴収、または収納できる財源でございますが、自主財源の割合は52.0%、金額にして46億703万円で、前年度は51.8%でしたので、0.2%増加し、金額にし

て4億1,441万6,000円の増収となりました。
「この増収の主なものは」、町税が、4,306万3,000円の増収、繰入金が、3億2,708万9,000円の増収、繰越金が、5,792万8,000円の増収が主なもので、この自主財源の構成比は財源の健全性の指標となっており、比率が高いほど､好ましい財政状況といえるものでございます。
次に、「依存財源」でございますが、
この依存財源の収入は、国及び県の意思に依存する収入でございます。
依存財源の割合は48.0%の、42億4,538万6,000円で、前年度は48.2%でございますので、0.2%低下し、金額におきましては、3億3,577万4,000円の増収となりました。
「この増収の要因」は、町債が、2億3,092万1,000円の増収、国庫支出金が6,720万7,000円の増収、県支出金が3,387万円の増収が主な要因です。
10ページに戻っていただき、歳出でございますが、それと主要施策の成果に関する報告書の17ページの「一般会計目的別歳出決算状況」と「平成25年度歳入歳出決算書」の、6ページから9ページも併せて、ご覧いただきたいと思います。
「歳出」の一般会計・決算額は、平成24年度繰越明許費、7,077万6,000円を含めまして、80億3,565万8,000円で､予算に対して88.8%で、前年度に対して率で8.2%、金額で、6億1,118万4,000円の増でございます。
17ページをお開き下さい。
「一般会計目的別歳出決算状況」の構成比で、多い順にみますと、民生費が構成比におきまして32.0%、金額におきまして、25億7,472万8,000円で、対前年度比、2.1%の増。
総務費が構成比におきまして14.5%、金額におきまして11億6,640万6,000円で、対前年度比、33.1%の増。
以下、公債費、教育費、土木費、衛生費の順となりました。
次に､18ページの「一般会計・性質別歳出決算状況」をご覧下さい。
一般会計の歳出決算額を「義務的経費」、「その他の経費」、「投資的経費」に性質別に区分をして比較を致しますと、まず、「義務的経費」の総額は、39億5,445万4,000円で、前年度に比べ1.0%、金額にいたしまして3,905万1,000円の減額で、構成比は49.2%となり、前年度より4.6%減となっております。
この経費は、人件費、扶助費、公債費からなる経費で、財政事情の変

動に関係なく、法令などにより、その支出が義務づけられておりますので、義務的経費の割合が高くなれば、それだけ財政の弾力性が低下し、硬直性が強くなりますので、前年度と比較致しますと大幅に減っておりますが、今後とも、この動向には十分な注意を払う必要がございます。
次に、「その他の経費」でございますが、総額は、30億2,754万7,000円で、前年度に比べ2.3%、金額にいたしまして6,928万8,000円の増額で構成比は37.7%となり、前年度より2.1%減となっております。
次に、「投資的経費」の総額は、10億5,365万7,000円で、前年度に比べ122.9%の5億8,094万7,000円の増額で、構成比は13.1%となり、前年度より6.7%増となりました。
この経費は、財政事情により弾力的に支出の調整ができるもので、この割合が高いほど財政構造が弾力に富んでいるといえるものでございます。
以上が一般会計の決算概要でございます。
次に、特別会計でございますが、「主要施策の成果に関する報告書」の11ページをお開き下さい。
また、121ページから142ページまで、それぞれの会計ごとの、歳入歳出を示しておりますので、併せてご覧下さい。
まず、「特別会計国民健康保険」は、歳入決算額は、27億4,698万4,000円で、前年度と比較致しますと1.4%の金額にいたしまして3,782万5,000円の減少でございます。
歳出決算額は、26億3,265万5,000円で、前年度と比較しますと1.7%の4,581万7,000円の減少でございます。
差し引き、1億1,432万9,000円の、黒字決算となりました。
次に、「特別会計国民健康保険直営診療所」でございますが、歳入決算額は、2,531万3,000円で、前年度と比較致しますと0.8%、金額にいたしまして21万3,000円の減少でございます。
歳出決算額は、2,372万7,000円で、前年度と比較致しますと1.6%の、38万2,000円の増加でございます。
差し引き、158万6,000円の黒字決算となりました。
12ページをご覧ください。
次に、「特別会計公共下水道」でございますが、歳入決算額は、8億9,616万円で、前年度と比較致しますと1.4%、金額にいたしまして1,256万6,000円の減少でございます。

歳出決算額は、8億7,395万8,000円で、前年度と比較致しますと0.2%の131万1,000円の増加でございます。
差し引き、2,220万2,000円の黒字決算となりました。
次に、「特別会計介護保険」でございますが、歳入決算額は、20億2,655万4,000円で、前年度と比較致しますと、4.2%、8,220万1,000円の増加でございます。
歳出決算額は、20億1,501万4,000円で、前年度と比較致しますと8.4%、1億5,540万9,000円の増加でございます。
差し引き1,154万円の黒字決算となりました。
次に、「特別会計後期高齢者医療」でございますが、歳入決算額は、3億2,496万5,000円で、前年度と比較致しますと0.5%、159万3,000円の増加でございます
また、歳出決算額は、3億1,908万4,000円で、前年度と比較致しますと0.4%、112万4,000円の増加でございます。
差し引き、588万1,000円の黒字決算となりました。
以上が特別会計の決算内容でございます。
つづきまして、主要施策の成果に関する報告書の23ページを、お開きいただきたいと思います。
「町債の状況」でございますが、一般会計の、平成25年度末の公債費現在高は、90億9,710万5,000円で前年度と比較致しますと0.2%、金額にいたしまて、1,675万2,000円の増加となりました。
また、特別会計公共下水道の、平成25年度末の公債費現在高は86億5,060万2,000円で、前年度と比較致しますと3.4%、金額にして、3億864万2,000円の減少となりました。
なお、18%を超えると県からの許可が必要となります実質公債費比率で申しますと、平成25年度は11.7 %で、前年度の12.8 %と比較致しますと1.1 %の減少、また、将来負担比率につきましても、平成25年度は108.5 %で、前年度の141.6 %と比較致しますと33.1 %の減少なりました。
以上・平成25年度における一般会計及び特別会計の決算内容は、議員並びに町民各位の、ご理解とご協力によりまして黒字決算となりましたが、今後におきましても、更に身を引き締め、より以上に健全財政と効率的な予算執行に努力をしてまいりたいと考えております。
次に、平成25年度・「歳入歳出決算書事項別明細書」により、ご説明を申し上げますので、397ページをお開き下さい。
初めに、「財産に関する調書」の説明を申し上げます。

公有財産のうち、「土地及び建物」でございますが、項目が大変多いので、一つ一つの読み上げを省略をさせていただきますので、よろしくお願いを致します。
まず、「土地」でございますが、前年度末・現在高は合計で、73万1,254.23㎡で決算年度中に、5,026.51㎡増加いたしまして、決算年度末・現在高は、73万6,280.74㎡となりました。
決算年度中の主な増減の内容と致しましては、「行政財産」のうち、「公共用財産」につきましては、「中学校」ですが、農道・水路を用途廃止し、それらを含めて合筆したことにより1,549.93㎡増加となりました。
「その他の公共用施設」につきましては、農村婦人の家ほかの土地台帳確認により561.24㎡増加と旧高見発電所を「普通財産」の「宅地」に185.12㎡用途変更により、376.12㎡増加となりました。
「その他の教育施設」の13㎡、「公園」の9.53㎡の増加につきましては、土地台帳確認によるものであります。
次に「普通財産」の「宅地」につきましては、商工会議所貸付地他の土地台帳確認により266.67㎡、旧高見発電所跡地185.12㎡を用途変更したことにより451.79㎡の増加となりました。
「その他」につきましては、土地開発公社用地買戻しにより4859.52㎡増加、高見ダム周辺地削除により、2233.38㎡減少により、2626.14㎡の増加となりました。
次に「建物」でございますが、「木造」におきまして、「行政財産」の「公共用財産」「公営住宅」ですが、家中住宅４戸取り壊しにより231.01㎡減少、「その他の公共用施設」ですが、旧高見発電所取り壊しにより69㎡減少となりました。
又、「非木造」におきましては、交通公園のトイレ取り壊しによりまして9.99㎡減少となりました。
次に、399ページをご覧下さい。
まず、「動産」でございますが、記載のフェリー接岸施設のみで、決算年度中の増減はございません。
次に、「有価証券」でございますが、これも決算年度中の増減はございません。
次に、400ページの「出資による権利」でございますが、前年度末・現在額は、3億7,229万8,000円で、決算年度中、上から9番目にある「香川県国民年金福祉協会出捐金」において14万1,000円の減額がございます。

これは、平成19年1月17日、香川県国民年金福祉協会臨時総会におきまして、解散の承認が議題とされ、承認されましたが、その際、計上漏れがありましたので、今回訂正させて頂くものでございます。
決算年度末・現在額は、3億7,215万7,000円でございます。
それから下から7番目の「香川県腎臓バンク」が「香川県いのちのリレー財団」に、下から5番目の「香川県長寿社会センター」が「かがわ健康福祉機構」に又下から2番目の「香川県科学技術振興財団」が「かがわ産業支援財団」に名称を変更いたしております。
次に、401ページから403ページまでの「備品」でございますが、項目が大変多いので、恐れ入りますが、一つ一つの読み上げは、省略させていただきますが、記載してありますのは取得価格が100万円以上の備品でございます。
なお、決算年度中に、「マッサージ機1台」「普通乗用車1台」の減少と「無線装置1台」「パソコン1台」「端末8台」「オーブン1台」「ソフトウエア類1式」」の備品に増加がございました。
次に、404ページをご覧下さい。
「教材備品」「美術品」につきましては、決算年度中の増減はございません。
次に、405ページをご覧下さい。
「基金」について、ご説明を申し上げます。
まず、「財政調整基金」でございますが、決算年度中に平成24年度の決算により、決算剰余金のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金が、4億5,000万円と、期間中の運用益が、144万3,688円、あわせて4億5,144万3,688円を積み立て、一方で、3億766万2,561円取り崩しております。
次に、「奨学基金」でございますが、決算年度中に、平成24年度多度津町奨学金収支実績による差額分、560万1,007円を、積み立てております。
次に、「減債基金」でございますが、決算年度中の運用益、2万5,390円を積み立てております。
次に、「地域福祉基金」でございますが、決算年度中の増減は、ございません。
次に、「中山間ふるさと・水と土保全対策基金」でございますが、決算年度中の運用益、1万3,569円を積み立てております、
次に、「国保財政調整基金」でございますが、
決算年度中の運用益、15万6,090円を積み立てております。

次に、「農業振興基金」でございますが、
決算年度中の運用益、1万3,240円を積み立て、一方で、263万4,417円を取り崩しております。
次に、「介護保険財政調整基金」でございますが、
決算年度中に、運用益、7万459円と介護保険法第129条に基づく保険料に関する「平成24年度の介護保険給付額確定に伴う過年度精算」による6,131万7,979円、合わせまして6,138万8,438円を積み立て、一方で平成25年度の介護給付費として1,402万3,000円を取り崩して、おります。
次に「庁舎建設基金」でございますが、決算年度中に、運用益1万8,800円と基金条例第2条に基づき、3,000万円、合わせて3,001万8,800円を積み立てております。
次に「地域の元気臨時基金」でございますが、これは、平成25年11月11日に創設された基金で、平成27年3月31日に効力を失うものであります。
決算年度中の運用益、2000万円を積み立て、一方で2,000万円取り崩し決算年度末・現在額は、ございません。
以上、「基金」について、ご説明を申し上げましたが、各基金の運用は、大口定期預金などで運用を致しておりますが、今後とも安全管理の確保に努めてまいりますので、よろしく、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。
次に、406ページをお開き下さい。
「土地開発基金」でございますが、「不動産」の「宅地」、3,936.67㎡で、決算年度中の増減はございませんので、決算年度末・現在高は、3,936.67㎡と現金の、3,537円でございます。
次に、「国民健康保険高額療養費貸付基金」でございますが、前年度末・現在額は、495万円で、決算年度中に5千円の償還がございましたので、決算年度末・現在額は、495万5千円でございます。
次に、407ページの「債権」でございますが、公共下水道事業・受益者負担金の前年度末・現在額は、1,344万2,000円で決算年度中に、91万1,000円減少致しまして、決算年度末・現在額は、1,253万1,000円となりました。
以上で、「一般会計」並びに「特別会計」の「歳入歳出決算書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」等の説明とさせていただきます。
なお、主要施策の成果に関する報告書に、歳入歳出決算額の増減の推

移・普通建設事業費の状況・類以団体の決算対比表などを添付いたしておりますので、また、ご覧いただきたいと思います。

以上、よろしくご審議頂き、認定を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（志村　忠昭）

　これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、議案第22号、平成25年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長　河田君。

上下水道課長（河田　数明）

　議案第22号　平成25年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について、提案説明を申し上げます。

多度津町水道事業会計につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、7月23日に、監査委員の審査に付したところでございます。

その決算審査の結果は、先ほど三宅代表監査委員から報告のありましたとおりでございます。

つきましては、同法第30条第4項の規定に基づきまして、議会の認定を受けようとするものでございます。

それでは、歳入歳出決算認定の内容について説明をさせて頂きます。

7ページをお開きください。

先に、附属書類の事業報告書について、説明をさせていただきます。

1．概況、（1）総括事業、イ．業務状況は、清浄にして、より安全な水を供給し、安定した給水業務と水道経営を維持するため、効率的な経営に努めてまいりました。

平成25年度末の給水人口は2万3,749人、給水栓数は1万512栓でございます。

年間総配水量は、336万7,795㎥で、前年度と比較いたしますと、0.6%、1万8,558㎥の増となっております。

総配水量の内訳といたしまして、自己水量は、199万7,122㎥で、県水受水量は、137万673㎥であり、構成比にいたしますと、自己水量が59.3%、県水受水量が40.7%でございます。

有収水量は、308万1,731㎥で、前年度と比較いたしますと、0.9%、2万7,238㎥の減となっております。

有収率は、91.5%で、前年度と比較いたしますと、1.3%の減となっ

ております。
近年、節水意識の浸透により、水需要の大幅な増加は期待できず、水道料金収入の大幅な増加も見込めない状況でございます。
一方で老朽配水管布設替工事などの資本的投資の増加及び、施設の維持管理費等、費用の増加が見込まれております。
つきましては、一層諸経費の節減に努め、健全な財政運営を行っていくことで、住民の皆様のご理解を得られるものと考えております。
次に、ロ．建設改良工事等でございます。
配水管布設・布設替え工事、消火栓新設及び移設工事等を行い、配水網の整備を行いました。また、量水器を購入いたしました。
次に、ハ．財政状況につきましては、後ほど決算報告の方で、詳細に説明させていただきます。
（2）議会議決事項は、表のとおりでございます。
なお、8ページから18ページに、多度津町水道事業の経営実績の明細を記載しております。
次に、１ページをお開き下さい。
決算報告書の説明を、させていただきます。
なお、収益的収入及び支出並びに、資本的収入及び支出につきましては、消費税を含んでおります。
（1）収益的収入及び支出の収入といたしまして、第1款、水道事業収益の決算額は、7億922万1,168円、予算額と比較いたしますと、0.1%、83万7,832円の減でございます。
内訳と致しまして、第1項．営業収益は、6億8,988万42円、第2項．営業外収益は、1,934万1,126円、第3項．特別利益につきましては、収益はございませんでした。
次に支出でございます。
第1款、水道事業費用の決算額は、6億2,536万531円、予算額と比較いたしますと、9.9%、6,890万4,469円の不用額となりました。
内訳と致しましては、第1項．営業費用は、5億5,393万2,881円、第2項．営業外費用は、7,133万2,365円、第3項．特別損失は、9万5,285円、第4項．予備費につきましては支出はございませんでした。
次に2ページをお開き下さい。
（2）資本的収入及び支出について説明いたします。
収入といたしまして、第1款、資本的収入の決算額は、9,391万7,550円、予算額と比較いたしますと、1.5%、145万9,450円の減でございます。

内訳と致しまして、第1項．企業債は9,000万円、第2項．工事負担金は391万7,550円でございます。
工事負担金は、消火栓新設及び移設工事の負担金でございます。
次に、支出といたしまして、第1款、資本的支出の決算額は、3億6,087万813円、予算額と比較いたしますと、5.2%、2,015万3,187円の不用額となりました。
内訳といたしまして、第1項．建設改良費は、1億6,467万5,175円、第2項．企業債償還金は、1億9,619万5,638円でございます。
次に注記1をご覧ください。
補填財源について説明いたします。
資本的収入額が資本的支出額に不足する額、2億6,695万3,263円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、784万1,675円、当年度損益勘定留保資金、2億103万8,212円、減債積立金、5,200万4,350円、建設改良積立金606万9,026円で補てん致しました。
また、注記2のたな卸資産購入費執行額は、408万9,054円でございます。
次に3ページをご覧下さい。
多度津町水道事業損益計算書につきましては、1．営業収益は、6億5,727万7,169円、2．営業費用は、5億4,121万2,447円ですので、営業利益は、1億1,606万4,722円でございます。
3．営業外収益は、1,896万2,984円で、4．営業外費用は、5,910万8,165円ですので、経常利益は、7,591万9,541円でございます。
5．特別損失は9万5,285円ですので、当年度純利益は、7,582万4,256円でございます。
また、前年度繰越利益剰余金は、5億2,676万9,399円ですので、当年度未処分利益剰余金は、6億259万3,655円でございます。
次に4ページをお開き下さい。
水道事業剰余金計算書について説明いたします。
資本金のうち自己資本金の当年度末残高は、17億8,508万7,626円で、借入資本金の当年度末残高は、33億4,987万625円でございます。
資本剰余金のうち受贈財産評価額の当年度末残高は、1億4,058万672円で、その他資本剰余金の当年度末残高は、29億2,924万1,186円でございます。
利益剰余金のうち減債積立金の当年度末残高は、先ほど説明いたしました、補てん財源に使用した結果、0円となりました。
建設改良積立金の当年度末残高は、4,319万6,903円で、未処分利益剰

余金の当年度末残高は、6億259万3,655円でございます。
資本合計の、当年度末残高は、88億5,057万667円でございます。
次に、6ページをお開き下さい。
多度津町水道事業貸借対照表につきましては、資産の部、1．固定資産の（1）有形固定資産合計は、81億9,114万620円、固定資産合計も81億9,114万620円でございます。
2．流動資産合計は、7億4,928万9,426円ですので、資産合計は、89億4,043万46円でございます。
次に、負債の部、3．流動負債合計は8,985万9,379円、負債合計も8,985万9,379円でございます。
資本の部、4．資本金のうち、（1）自己資本金は、17億8,508万7,626円、（2）借入資本金は、33億4,987万625円ですので、資本金合計は、51億3,495万8,251円でございます。
5．剰余金のうち、（1）資本剰余金合計は、30億6,982万1,858円、（2）利益剰余金合計は6億4,579万558円ですので、剰余金合計は、37億1,561万2,416円でございます。
よって資本合計は、88億5,057万667円、負債・資本合計は、89億4,043万46円でございます。
尚、附属書類19ページから34ページにかけて、水道事業会計収益費用明細書、資本的収入及び支出明細書、固定資産明細書、企業債明細書、水道事業経営分析を記載しております。
以上、誠に簡単でございますが、議案第22号の提案説明とさせていただきます。
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村　忠昭）
　これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります
日程第16、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
丸尾町長

町長（丸尾　幸雄）
　諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。
人権擁護委員の藤塚治氏は、平成27年1月1日をもって任期満了となり、退任することとなりましたので、その後任として吉田なおみ氏を推薦いたしたいと存じ、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会

の意見を求めるものでございます。
吉田氏は、町内大字西白方428番地1に居住され、昭和25年1月7日生まれ、64歳でございます。
経歴につきましては、長年にわたり多度津町役場に奉職され、本町の発展に尽力を尽くされました。
文化交流事業に積極的に参加され、人格識見が高く、地域の方々からの信頼も厚く、行政経験豊富で且つ公平で最適人と存じ、推薦するものでございます。
なお、任期は平成27年1月2日から平成30年1月1日までの3年間であります。
よろしく御同意をお願い申し上げます。
議長（志村　忠昭）
　これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。
ここで、お諮りいたします。
本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（志村　忠昭）
　ご異議なしと認めます。
よって、本日、先議することに決定いたしました。
これより、質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（志村　忠昭）
　質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（志村　忠昭）
　討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、諮問第1号について採決いたします。
本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（志村　忠昭）
　ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第17、議員提出議案第1号、議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村　忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

ここで、お諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から議案第4号および、議案第6号、第7号、第10号の7議案につきまして、これを建設産業民生常任委員会に、また、議案第5号および、第8号、第9号、第11号～第22号までの15議案を総務教育常任委員会に、付託の上、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村　忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、22議案を会期中の総務教育常任委員会及び、建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

ありがとうございました。

散会　午前11時41分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平 成 2 6 年 9 月 1 6 日
第3回多度津町議会定例会

議　　　長

議　　　員

議　　　員

事 務 局 長

書　　　記

平成26年第3回多度津町議会定例会議事日程

9月16日（火）午前9時開議

日程第 1．会議録署名議員の指名

日程第 2．会期の決定

日程第 3．諸般の報告

(1) 議長報告

(2) 委員長報告

(3) 平成25年度各会計決算ならびに基金運用状況審査意見報告

(4) 町長報告

日程第 4．議案第 1号　多度津町健やか子ども基金条例（案）の制定について

議案第 2号　多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について

議案第 3号　多度津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の制定について

議案第 4号　多度津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について

日程第 5．議案第 5号　多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について

日程第 6．議案第 6号　多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について

日程第 7．議案第 7号　町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について

日程第 8．議案第 8号　多度津町奨学金条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第 9号　多度津町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について

日程第 9．議案第10号　多度津町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について

日程第10．議案第11号　平成26年度多度津町一般会計補正予算（第２

号）について

日程第11. 議案第12号　平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第１号）について

議案第13号　平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第１号）について

日程第12. 議案第14号　平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第１号）について

日程第13. 議案第15号　平成26年度多度津町水道事業会計補正予算（第１号）について

日程第14. 議案第16号　平成25年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第17号　平成25年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について

議案第18号　平成25年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について

議案第19号　平成25年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について

議案第20号　平成25年度多度津町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について

議案第21号　平成25年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について

日程第15. 議案第22号　平成25年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第16. 諮問第 1号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第17. 議員提出議案第1号　議員派遣の件について